

# 衆議院国土交通委員会ニュース

平成 30. 5. 22 第 196 回国会第 16 号

5 月 22 日（火）、第 16 回の委員会が開かれました。

## 1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（内閣提出第 52 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。  
（参考人）早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目章夫君  
公共事業改革市民会議代表 橋本良仁君
- ・石井国土交通大臣及び政府参考人に質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

### 門博文君（自民）

- ・本法案では、所有者不明土地の探索について「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法」としているが、どのようなことにより「相当な努力」が払われたと評価されるのか、山野目参考人の認識を伺いたい。
- ・橋本参考人の意見陳述にあった、公共事業の決定プロセスにおいて情報公開が乏しいことや土地収用法の事業認定手続における第三者機関の問題について同感するところがある。住民への情報公開や第三者機関の公平性について踏み込んだ意見を伺いたい。

### 早稲田夕季君（立憲）

- ・地域福利増進事業に係る「公共的な基準」は明確化が必要であると考えているが、どのような基準をもって地域住民の福利に資すると判断するのかについて、山野目参考人の所見を伺いたい。
- ・これまで土地収用に関しては、土地収用法の収用委員会において裁決が行われ時間がかかるという問題もあったが、本法案では裁決手続の簡素化が行われる。この簡素化に伴い国民の財産権を軽んじることにならないか、また恣意的な運用が懸念されないか、橋本参考人の所見を伺いたい。

### 小宮山泰子君（国民）

- ・土地所有者の共同相続人の探索範囲を明確化するとともに、所有者不明土地の相続人の負担を軽減する必要があると考えているが、両参考人の見解を伺いたい。
- ・土地の所有権の放棄の在り方について、山野目参考人の見解を伺いたい。

### 赤羽一嘉君（公明）

- ・所有者不明土地を増加させないために、土地の相続登記を義務付ける必要があると考えるが、山野目参考人の見解を伺いたい。
- ・本法案は、反対する権利者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く。）がなく現に利用されていない所有者不明土地を円滑に利用する仕組みを構築するものであり、財産権にも配慮したものであると考えるが、両参考人の見解を伺いたい。

### もとむら賢太郎君（無会）

- ・所有者不明土地の発生を防ぐために、相続登記申請の義務化という議論があるが、これについての両参考人の見解を伺いたい。また、山野目参考人に、心地よく登記する環境整備の具体的なイメージについて伺いたい。
- ・橋本参考人は、本法案はリニア中央新幹線の建設促進のためのものとしているが、どのような関係があるのか伺いたい。

### 宮本岳志君（共産）

- ・本法案では、土地収用制度の特例を定めるものであるが、現行の土地収用法に基づく不明裁決ではいけない理由について、山野目参考人の見解を伺いたい。
- ・事業実施主体と裁定主体がともに都道府県知事となることも想定される。この場合に、住民の声を無視し利害関係人に説明もせず事業が進められることが懸念されるが、これについて両参考人の見解を伺いたい。

### 井上英孝君（維新）

- ・所有者不明土地の現状に対する見解、この問題について

第一に取り組むべき課題及び本法案について評価できる点と懸念について、両参考人に伺いたい。

- ・土地収用法の特例により都道府県知事が収用の裁定を行うことが可能となるが、所有者の財産権の保護の面から問題がないのか、両参考人のご見解を伺いたい。

(政府に対する質疑)

### **階猛君（国民）**

- ・所有者の探索方法の合理化について、登記簿等の親族の照会の範囲は何親等まで照会するのか伺いたい。また、合理化するのであれば、法定相続人であってもどこかで区切るべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・所有者不明土地の新たな発生を防ぐためには、登記名義人が亡くなった場合、登記官から法定相続人に対し遺産分割及び相続登記を促す仕組みを構築する必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

- ・土地の所有権を放棄したい場合の手続きについて伺いたい。

### **森田俊和君（国民）**

- ・共同相続人の一部が海外に住んでいることが想定される場合、土地と家の名義人が一致していない場合、土地の名義人が法人の場合などにおいて、本法案ではどのように取り扱われるのか伺いたい。
- ・土地の登記名義人が死亡してから5年以上が経過したことにより住民票の除票が保存されていない場合、本法案において所有者探索をどのように行うのか。
- ・法律の円滑な施行に向け、地方自治体や関連する専門家に対し新制度の周知・研修が必要であると考えているが、大臣の見解を伺いたい。